

生活道路における道路改良(拡幅)事業について

☆真岡市における道路整備事業

◆道路改良(拡幅)事業

- ・幹線市道の整備・・・市の施策として整備する事業
- ・他事業関連道路の整備・・・市の施策として整備する事業
- ・生活道路の整備・・・区からの申請により整備する事業

◆舗装新設事業・・・未舗装の道路を現況道路幅員で舗装する事業

◆側溝整備事業・・・放流先が確保された道路に側溝を整備する事業

☆真岡市における道路の状況（令和2年度末時点）

- ・市道の管理延長 約1,310.7km
- ・市道の改良率 73.6%（県内14市中7位）
- ・市道の舗装率 97.7%（県内14市中1位）

☆生活道路における道路改良(拡幅)申請状況（令和3年度末時点）

真岡地区	20件	山前地区	29件	大内地区	22件
中村地区	24件	二宮地区	20件	合計	115件

1. 生活道路における道路改良(拡幅)整備事業とは

未改良の道路(狭あい道路等)について、隣接地権者の皆さまから土地や支障物件移設のご協力をいただき、拡幅することにより使いやすい道路に改良する事業です。

2. 生活道路における道路改良(拡幅)整備申請について

- ・申請できる路線は、真岡市が管理する道路となります。(国道、県道は除きます。)
- ・申請者は、地域代表者（区長）となります。
- ・改良(拡幅)要望区間(起点・終点)は、原則として交差点～交差点間となります。
- ・改良(拡幅)要望幅員は、原則として舗装幅5.0m以上となります。
- ・申請書には、拡幅要望区間の両側に隣接する地権者(権利者)全員の署名・押印した同意書を添付してください。

※同意書が完備されていない場合は、申請書を受理することが出来ませんので、ご注意ください。

- ・同意書は、共有名義の土地については、共有者全員の署名・押印が必要です。また、所有権以外の権利（借地権、地上権、地役権等）が法務局に登録されている

土地についても、権利者全員の署名・押印が必要です。

また、土地の権利（所有権等）について、法務局の相続手続きが完了していない場合は、完了後に署名・押印をお願いします。

3. 申請から事業採択の流れ

- ①申請書提出 隣接地権者全員の同意書添付のうえ、区長が申請します。
- ↓
- ②一次評価 道路の現況、道路の利用状況、通学路指定の有無、要望経過年数、住民理解度、周辺他事業との関連、事業効果、事業費などの項目について評価します。
- ↓
- ③二次評価・総合評価
- 一次評価した路線は、市内を5地域（真岡・山前・大内・中村・二宮）に区分し、各地域の上位路線について、庁内で組織する真岡市生活道路事業採択評価委員会において、地域性、必要性、事業効果、緊急性などの項目について二次評価し、一次評価点と合わせた総合評価点により、5地域ごとに優先順位をつけます。
- ↓
- ④事業採択 次年度の予算状況により、市の施策事業及び地域性を考慮し、事業採択となります。

4. 評価結果の公表について

評価結果については、評価初年度及び申請後10年経過時に、区長に対し文書で通知いたします。

地域ごとの優先順位については、区長が建設課において閲覧できます。

（土、日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時15分まで）

5. 申請後、長期間経過している路線について

生活道路の改良（拡幅）事業は、多くの申請をいただいておりますが、事業採択まで相当長期間を要している路線があります。

そのため、申請後20年を経過しても事業採択に至らない路線については、隣接地権者や道路の利用状況等が変化している場合もあるため、その申請内容について、地域で再度検討していただきます。

真岡市 建設部 建設課 道路建設係
電話：0285（83）8149